

議案第17号

平成28年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	180,880,109 kWh
(2) 私都川発電所建設費	248,744千円
(3) 水力発電所リニューアル事業(舂米発電所)	64,320千円
(4) 再エネ由来CO ₂ フリー水素製造へ向けた パイロットプラント検討事業	5,681千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	2,540,055千円
第1項 営業収益	2,469,850千円
第2項 営業外収益	70,205千円
支 出	
第1款 電気事業費	2,329,900千円
第1項 営業費用	2,082,611千円
第2項 営業外費用	221,844千円

第3項 特別損失 25,445千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額907,997千円は、過年度分損益勘定留保資金869,233千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,764千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 197,000千円

第1項 企業債 197,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,104,997千円

第1項 建設改良費 523,317千円

第2項 企業債償還金 581,194千円

第3項 建設助成金返還金 486千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費	1 営業費用	水力発電所 リニューア ル事業（春 米発電所）	128,952千円	28年度	0千円
				29年度	98,064千円
				30年度	30,888千円
				31年度	0千円
1 資本的支出	1 建設改良費	水力発電所	4,032,047千円	28年度	64,320千円

リニューア ル事業（春 米発電所）	29年度	1,650,303千円
	30年度	2,259,098千円
	31年度	58,326千円

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野川第一発電所細密分解点検 工事に伴う取替修繕用部品購入	平成29年度	50,865千円
太陽光発電設備保守点検業務委 託	平成29年度から 平成30年度まで	7,492千円
再生可能エネルギー発電施設事 業化調査事業（小水力発電）	平成29年度	6,300千円
消防用設備点検業務委託	平成29年度から 平成30年度まで	596千円
F A Z倉庫太陽光発電設備点検 委託	平成29年度から 平成30年度まで	570千円

（企業債）

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
電気事業費に充 当	千円 197,000	証書借入れ又は証券発 行の方法により財政融 資資金その他より借入 れするものとする。た だし、事業又は県財政 の都合により起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰り延べて起債する ことができる。	10%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率）	借入年度から1年すえ 置き、じ後29年度間に 償還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ置き 及び償還年限を短縮又 は延長して起債し、あ るいはすえ置き又は償 還期間中であっても償 還年限を短縮し、延長

				し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
<p>(一時借入金)</p> <p>第8条 一時借入金の限度額は、197,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 415,990千円</p> <p>(2) 交 際 費 50千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">補 助 の 目 的</p> <p>(1) 職員の児童手当に要する経費 3,996千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> <p>第12条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。</p>				

平成28年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治